

吹田市教育委員会規則第7号

吹田市北千里地区公民館の指定管理者に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市公民館条例（昭和36年吹田市条例第399号。以下「条例」という。）の規定に基づき、北千里地区公民館（以下「公民館」という。）の指定管理者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定)

第2条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、教育委員会が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、条例第11条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第3条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第4条 指定管理者は、市民が公民館を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第5条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第11条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 条例第11条第1項に規定する団体でなくなったとき。
- (2) 条例第11条第3項の指示に従わないとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

(吹田市公民館条例施行規則の読替え)

第6条 指定管理者が公民館の管理を行う場合における吹田市公民館条例施行規則（昭和60年吹田市教育委員会規則第13号）の規定の適用については、同規則第4条、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第8条並びに第14条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（選定委員会の委員の委嘱）

第7条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 学校教育又は社会教育の関係者 1人以内
- (3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

（選定委員会の委員長及び副委員長）

第8条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第9条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（選定委員会の意見の聴取等）

第10条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（選定委員会の運営に関する事項）

第11条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

（選定委員会の庶務）

第12条 選定委員会の庶務は、地域教育部まなびの支援課において処理する

（申請書等の様式）

第13条 この規則に規定する申請書等の様式は、教育長が定める。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、公民館の指定管理者に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和4年11月22日から施行する。